

令和8年度

第3回

平塚市農業委員会

総会議事録

令和8年6月25日(木)

令和8年度第3回平塚市農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年6月25日(木) 10:00~10:55

開催場所 平塚市庁舎本館5階 519会議室

<u>農業委員</u>	<u>会長</u> 松木会長	<u>1番</u> 高橋委員	<u>2番</u> 上原委員
	<u>3番</u> 猪俣委員	<u>5番</u> 荒川委員	<u>6番</u> 荻野(信)委員
	<u>7番</u> 加藤委員	<u>8番</u> 高橋委員 欠席	<u>9番</u> 小宮委員
	<u>10番</u> 松井委員	<u>11番</u> 荻野(武)委員	<u>12番</u> 中戸川委員
	<u>13番</u> 横山委員	<u>14番</u> 笹尾委員	

傍聴人等 傍聴人 0人

事務局 佐野局長 佐草局長代理 廣野主管 花上主事

報告事項

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第4号 非農地証明について

議 事

- 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第15号 農地法第3条第1項の適用を受ける買受適格証明願いに関する適格者の証明について
- 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第17号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 議案第18号 生産緑地地区に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第19号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について

<報告事項>

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、11件の届出について、土地の所在の一部と相続開始年月日を報告。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、6件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、10件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

報告第4号 非農地証明について

事務局 議案書のとおり、2件の非農地証明について、土地の所在の一部と利用状況を報告。

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 農地法第3条の規定による許可申請4件について、事務局に説明を求める。

(1番案件)

事務局 1番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

豊田市民窓口センターから南に約160m、市立豊田小学校から北に約600m

農振農用地

【経営地】

経営面積 22,675.91㎡

田・・・約2町3畝

畑・・・約2反4畝

取得後経営面積 24,687.91㎡

【農業従事者内訳】

本人 (40代) 農業専従

父 (70代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター2、田植機1、コンバイン1

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地は適正に管理されており、いずれの経営地についても良好に管理されているため問題はない。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

1番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可

(2番案件)

事務局

2番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

市立松延小学校から東に約440m

農振農用地

【経営地】

経営面積 25,477.76㎡

田・・・約2町1反

畑・・・約4反5畝

取得後経営面積 27,599.76㎡

【農業従事者内訳】

本人 (60代) 農業専従

配偶者 (50代) 農業専従

子 (30代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター1、耕うん機1、田植機1、コンバイン1

議 長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は田として管理されており、経営地である畑においてはトマトやピーマンが作付けされている。田も広く所有しており、適正に管理されているため問題はない。

議 長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

2番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結 果

異議なしで議決される。⇒許可

(3番案件)

事務局

3番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

城島市民窓口センターから北に約410m

農振農用地

【経営地】

経営面積 6,212.00㎡

畑・・・約6反2畝

取得後経営面積 6,673.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (70代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター1、耕うん機1

【その他】

他市にて耕作中の経営地について、全部効率利用要件を満たしていることを確認済。

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況については地元委員に、譲受人の営農状況については事務局に説明を求める。

地元委員

申請地は畑として管理されている。新規参入となる申請法人の代表者同席のもと、申請地を確認したところ、提出された営農計画書の内容に疑義が生じたため、現在、再提出を求めているところである。そのため、営農計画書の再提出が確認された後に、あらためて審議を再開することとしたい。事務局から補足をお願いしたい。

事務局

譲受人から提出された営農計画書の内容と申請地の状況を照らし合わせた際に、地元委員より営農計画を実現することは難しいとの意見があった。それを受けて譲受人の主張する営農計画が二転三転したため、改めて計画内容を整理した上で、営農計画書を再提出するよう求めたところである。なお、本日の午後に、譲受人が事務局に来局のもと再提出予定であるため、本総会での十分な審議はできない状況である。

議長

3番案件は、審議の余地ありと認め、継続審議と決議する。

結果

異議なし。⇒継続審議

(4番案件)

事務局

4番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

平塚市土屋霊園から北に約500m

農振農用地

【経営地】

経営面積 7,659㎡

畑・・・約7反7畝

取得後経営面積 16,075.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (50代) 農業専従

配偶者 (50代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター1、耕うん機1

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は畑として管理され、いずれの経営地も適正に管理されているので問題はない。

議長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

4番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結果

異議なしで議決される。⇒許可

議案第15号 農地法第3条第1項の適用を受ける買受適格証明願いに関する 適格者の証明について

議 長 農地法第3条第1項の適用を受ける買受適格証明願いに関する適格者の証明1件について、事務局に説明を求める。

(1番案件)

事務局 1番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

公売

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

八劔神社から西に約520m

農振白地

【経営地】

経営面積 25,786.00㎡

田・・・約3反1畝

畑・・・約2町2反7畝

取得後経営面積 25,866.00㎡

【農業従事者内訳】

取締役 (80代) 農業専従

構成員 (60代) 農業専従

構成員 (80代) 農業専従

【主要農機具】

耕うん機2

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。
申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地は畑として管理され、経営地については柿の木を植える等して適正に管理されているので問題はない。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、証明書を発行することに決議する。

結 果 1番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 農地法第5条の規定による許可申請1件について、事務局に説明を求める。

(1番案件)

事務局 1番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

駐車場

【権利】

所有権移転

【申請地】

神田市民窓口センターから南に約245mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第3種農地

【理由及び近隣状況】

神田市民窓口センターから300m以内(約245m)に位置している。

東側は宅地・雑種地、西側は農地、南側は水路、北側は雑種地。

【利用計画】

出入口は南側水路からの計画であり、水路占有許可済。鋼板を敷き、土砂流出防止のため、被害防除を図る。

申請地は碎石にて転圧とし、雨水は申請地内 自然浸透により処理。

水利土木組合及び隣接農地の同意済。

【申請理由】

譲受人は、運送業を営んでおり、現在使用している駐車場(田村二丁目)が事業拡大に伴い、人員及び車両が増えたことで手狭となっていることから、新たな駐車場を探していた。申請地は現在使用している駐車場の北側に隣接していることに加え、主要道路へのアクセスも良好であることから最適と考え、転用申請するもの。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

1番案件について地元委員に説明を求める。

地元委員 令和8年6月19日に現地調査を実施した。

利用計画の内容から、周辺農地への影響はないと思われる。申請地は以前から草が生い茂り、火災等も心配されるような農地であったが、現在は草刈りも済んでおり、転用について問題はないと現地調査において判断した。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

1番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可相当(意見を付して県知事へ進達)

議案第17号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

議 長 相続税の納税猶予に関する適格者の証明、3件の証明願について、事務局に説明を求める。

事 務 局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び農地の概要について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。
1番から3番案件について特に問題がない限り一括審議とすることを問う。

委 員 異議なし。

議 長 一括審議を決定し、地元委員に意見を求める。

(1番から3番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員 1番案件について、申請地はいずれも田植えがされ、適正に管理されているため問題はない旨を報告。

地元委員 2番案件について、申請地はいずれも田植えがされ、良好に管理されているため問題はない旨を報告。

地元委員 3番案件について、畑は柿が植えられており、適正な管理が行き届いているため問題はない旨を報告。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、証明書を発行することに決議する。

結 果 1番案件から3番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

議案第18号 生産緑地地区に係る農業の主たる従事者の証明について

議 長 生産緑地地区に係る農業の主たる従事者の証明、1件について、事務局に説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、主たる従事者及び農地の概要について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

(1番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地は様々な品種の柿が植えられており、適正に管理されていることを確認したため、主たる従事者の証明を発行することに問題はない。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、証明書を発行することに決議する。

結 果 1番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

議案第19号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について

- 議 長** 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請、計1件について、事務局に説明を求める。
- 事 務 局** 利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、契約期間、権利の形態を説明。
なお、本案件については農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1(1)の各要件を満たしている旨も報告。
- 議 長** 事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。
- 議 長** 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
異議なしと認め、本案件は計画案のとおり要請することで決議する。
- 結 果** 異議なしで議決される。⇒承認

以上をもって閉会する。

(10時55分 閉会)

以上の会議の経過を記載し、確認したため署名いたします。